

業務妨害、犯罪予告等発生時の対応

別紙 4

職員は、手紙または電話、メール等による爆破予告等、業務妨害に関する情報を得たとき、偽計・威力業務妨害罪等の犯罪であることを認識し、市民生活に広範な被害又は不安を与える事態ととらえ適切な対応をとること。

1 組織及び職員の危機管理意識の向上

危機事象による被害の発生防止や軽減が図られるよう、平常時より、想定される危機事象に対する備えを行う。職員は、担当する事務について常に起こりうる危機事象を想定することにより日常の危機管理に関する意識の向上を図り、その対応策を検討するとともに、対応する個別マニュアルを確認し、訓練や研修を通じて必要な知識の習得や技術の向上に努める。

2 情報連絡網の整備と情報の一元化

- (1) 危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合の危機事象に備え、夜間休日の勤務時間外の場合も含め、各局（区）各課等の窓口となる職員を指定し、危機管理防災総室及び広報課・秘書課に報告する。
- (2) 危機事象の情報管理責任者に当該事象の所管課長を選任し、危機管理防災総室との情報の一元化を図り、危機事象に関する情報については、所管局・区等と危機管理防災総室とで整理し、危機管理監のもと一元的に危機管理防災総室で管理する。

3 市長への報告

第1報及び被害状況等の速報並びに危機事象の詳細や応急対策の詳細は、所管局長・所管区長等が市長へ報告するとともに、原則として危機管理監が庁議メンバーへの周知を行う。

4 危機事象発生時の基本的な方針

市長及び所管局並びに危機管理監を含め、事件等対処計画に基づき組織体制について協議し、危機事象の発生時から、関係機関、関係部局と連携・協力し、市民の生命・身体を守ることを最優先に対策を講ずる。
なお、報道機関への情報提供については、その内容から関係機関（警察等）と協議し、発表時期及び方法等について広報担当部署と調整のうえ、公表するものとする。

